

青森県教育委員会第285回臨時会会議録

期 日 平成22年2月24日(水)

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

報告第1号	議案に対する意見について	
議案第1号	青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員 の人事について……………	原案決定
議案第2号	学校職員の人事について……………	原案決定
議案第3号	学校職員の人事について……………	原案決定
議案第4号	青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正 する規則案……………	原案決定
議案第5号	青森県立学校学則及び青森県立学校学校医、学校歯科医及び学 校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案……………	原案決定

平成22年2月24日(水)

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時25分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、田村充治(教育長)
- ・説明のために出席した者の職
細越理事、橋本理事、山谷参事、小林参事、金子参事、職員福利・教職員・
生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
福島委員、清野委員
- ・書記
相坂譲、坂本雄大

会 議

議事

報告第1号 議案に対する意見について

(事務局説明 細越理事・教育次長)

県議会第261回定例会に提出された、一般会計予算案2件、一部改正条例案5件及び公の施設の指定管理者の指定の件1件の、計8件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして、処理したので、報告するとともに、同意した議案の内容について説明する。

まず、最初に「平成22年度青森県一般会計予算案(教育委員会所管分)」について説明する。

平成22年度の教育委員会の予算の概要については、すでに説明しているが、青森県行財政改革大綱に基づいた行財政改革への取組を徹底するとともに、「青森県基本計画未来への挑戦」を推進するための重点事業をはじめ、「青森県教育施策の方針」に基づき、確かな学力の向上や豊かな人間性の育成など、「教育は人づくり」という原点に立った施策の推進に意を用いた結果、教育委員会関係の予算総額は、1,399億7,935万6千円となった。これを平成21年度当初予算と比較すると、率にして、2.9パーセントの減、また、この額の一般会計予算総額に占める割合は、0.6ポイント減の20.2パーセントとなる。

次に、「平成21年度青森県一般会計補正予算(第5号)案(教育委員会所管分)」について説明する。

今回の補正予算の歳出予算額は、12億9,500万円の増額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,498億1,131万5千円となり、一般会計予算総額の19.5パーセントを占めることになる。

以下、計上した歳出予算の主なものについて説明する。

今回の補正予算は、国の二次補正による「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用したもので、青森高等学校及び七戸高等学校の体育館の建築、三本木高等学校附属中学校技術室及び体育館の新築のための調査設計、八戸第一養護学校等の校

舎の大規模改修などに要する経費として12億7,129万3千円を増額している。

さらに、種差少年自然の家の暖房用ボイラー改修に要する経費として2,370万7千円を増額している。

次に、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」について説明する。

このたびの改正は、児童生徒数の減少等に伴い、学校職員の定数を、高等学校、特別支援学校及び小・中学校あわせて13,657人から、180人減の13,477人に改めるものである。

この条例案は、平成22年4月1日からの施行である。

次に、「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」について説明する。

このたびの改正は、県立高等学校教育改革第2次実施計画に基づき、平成22年度から、平内高等学校及び南郷高等学校の2校を校舎制へ移行することに伴い、所要の改正を行うものである。

この条例案は、平成22年4月1日からの施行である。

なお、校舎制への移行に伴う学則等の改正については、後ほど議案第5号で説明することとなっている。

次に、「青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について説明する。

このたびの改正は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」に基づき、資料の改正部分、傍線部にあるとおり、専攻科に係る授業料以外の授業料及び受講料について、徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合を除き、徴収しないこととするためのものである。

要するに、今後、授業料を徴収することが必要となった場合、徴収することができるようにするための改正である。国の例でいくと、一度、普通科を卒業した生徒が工業を勉強したいということで、もう一度工業高校に入学するようなことがあるが、そのような場合は、一度授業料を徴収せずに卒業しているので、授業料を徴収してもよいのではないかというような議論がある。授業料をどのような場合に徴収するかについては、県が定めることとなっているため、今後検討を重ねたうえで規則等を定めることとなるが、それを可能とするための改正である。

この条例案は、平成22年4月1日からの施行である。

次に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案」につ

いてである。

この条例案は、平成20年10月及び同21年10月の人事委員会の報告で、勤務時間の改定については国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう所要の措置を講じることが適当とされ、また、時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の一部改正を踏まえ、所要の措置を講じることが必要とされたことを受け、他の都道府県においても改定が進んでいること、システム改修等の諸課題の解決が図られる目処がついたこと等から、国に準じて措置することとしたものである。以前の、いわゆる人事院勧告で、勤務時間を15分減らすというものがあったわけであるが、これまで実施せずにしたため、今回実施することとしたということである。

主な改正内容は、まず、勤務時間短縮関係として、通常の職員の1日勤務時間を「8時間」から「7時間45分」とし、1週間当たりの勤務時間を「40時間」から「38時間45分」へ短縮したこと。次に、労働基準法改正関係として、月60時間を超えて勤務した時間外勤務に対する時間外勤務手当の支給割合を上げるとともに、当該時間外勤務手当の一部の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない時間を指定することがきることとしたこと。その他、これらの改正に伴う所要の整備をしたことである。

なお、改正後の条例は、平成22年4月1日からの施行である。

次に、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について説明する。

県の行政委員会委員の報酬は、これまで月額制で支給されていたが、このたびの改正は、平成22年1月15日に青森県行政委員会委員報酬検討会議から提出された意見書を踏まえ、執行機関としての重い職責を担う報酬としての月額制と、地方自治法の規定や報酬が労働の対価であることを考慮した日額制の組み合わせで支給するよう改めるものである。

行政委員会委員の報酬見直しについては、これまで委員各位に青森県行政委員会委員報酬検討会議での検討状況を随時御報告するとともに、検討会議の意見を踏まえた見直し内容についても以前説明し、理解を得たところである。

改正後の報酬月額等については、参考資料35ページに記載のとおりである。

なお、改正後の条例は、平成22年4月1日からの施行である。

最後に、「公の施設の指定管理者の指定の件（青森県武道館）」について説明する。

本年3月31日をもって指定管理者の指定が終了する青森県武道館の指定管理者

として、財団法人弘前市体育協会を引き続き指定するためのものである。

なお、指定期間は、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間としている。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

(福島委員)

ただいま職員の勤務時間についての説明があったが、その中で「他の都道府県においても改定が進んでいる」とのことであったが、どのような状況であるのか。

(細越理事・教育次長)

国では、人事院勧告を受けてすでに実施している。他の都道府県の状況については、職員福利課長から説明させる。

(白石職員福利課長)

まず、改定済みの都道府県は、31道府県となっている。これに本県を含めた改定予定を加えると、45都道府県となる。残りの2つについては、改定の趣旨に対して異議を唱えるようなことは聞こえてきていないので、予想ではシステム改修が思うように進んでいないものと考えられる。

(島委員)

行政委員の報酬について、委員長と委員の報酬の差額部分であるが、委員長の職責から考えるともっと委員との差があってもしかるべきと考えるが、他の都道府県においてもこのような差なのか。

(細越理事・教育次長)

委員報酬の金額の設定については、条例を所管している知事部局の総務部で設定している金額であるので、我々が金額についてコメントできる立場にはない。

なお、他県の委員報酬の状況については、教育政策課長から説明させる。

(山谷参事・教育政策課長)

他県の状況についてであるが、これまで、行政委員会ごとに月額制、日額制をとっているところが多い。最近の動向であるが、静岡県ではすべての行政委員会を日額制にしたという記事が出ていた。また、熊本県では、本県と同じように月額制と

日額制の併用を導入するということであり、現行の月額の3分の1程度が基礎報酬となるとの報道であった。静岡県の日額については3万数千円からとなるようである。委員からは「他県の報酬の差と比べて」ということであったが、情報がマスコミ報道だけであり、他県と比べて差が大きいとか小さいということについては、まだ比較できるだけの資料がない状況である。なお、すべて日額とした静岡県では、支給額の減額率の見込みが半分程度となるようである。

(鈴木委員長)

委員長と委員の差が大きいとか小さいとか、報酬が少ないとかで我々が手を抜くということはない。我々がこの職に就くときには報酬などの提示がないまま、みんな引き受けており、はじめて報酬を受け取った時に金額を知ることになる。我々全員が報酬とは関係なく、善意で教育委員という職に就いている。報酬の額については、我々に対する評価と思い、受け止める。

ほかに何か意見、質問はあるか。

(高橋委員)

授業料についてであるが、授業料の無償化について学校や生徒・保護者に対する周知はどのようになっているのか。また、授業料が無償化となった場合の学校現場での事務手続きについて、負担が増えるということはないのか。

(金子参事・学校施設課長)

まだ、法案が成立していないため、積極的な周知は難しい面もあるが、高校に対しては、校長協会の役員をしている校長などに条例改正の動きがあるなどの情報提供をして周知に努めている。

生徒・保護者に対する周知については、現段階で周知する際の参考として、「現在開会中の国会で関係法案が審議されており、これが成立すると、来年度からは専攻科の生徒など一部を除いて授業料を徴収しないことになる。」ということなどを考えている。

次に、事務負担についてであるが、実際には「授業料を徴収しない」ということであるので、事務負担が増加するということはないものと考えている。

(島委員)

指定管理者の指定についてであるが、弘前公園の指定管理者に青森県武道館の管理もお願いするということであるのか。

(細越理事・教育次長)

青森県武道館は弘前運動公園の中にあるため、運動公園の管理者にお願いするものである。武道館の管理は、指定管理者制度ができてからこれまで同じ考えのもとに行っている。

(島委員)

仮に、公募を前提とした指定管理者制度であったとしても、公募せずに今の管理者にお願いしたほうが良いということか。

(松田スポーツ健康課長)

先ほど細越理事が説明したとおり、青森県武道館は弘前運動公園の一角にあり、公園全体の管理者において管理することが効率的・効果的な管理が期待できるということで公募せずに弘前市運動公園の指定管理者である財団法人弘前市体育協会を指定管理者とするものである。この一体管理による効率的・効果的な管理については、一つ目として、公園管理者が一体管理するため、管理運営に係る人件費が削減できること。二つ目として、植栽・除排雪など一体管理するため環境整備費が削減できること。三つ目として、公園利用者及び県武道館利用者による駐車場の確保が容易であること。あるいは、融通がきくということ。これらの理由によるものである。

(細越理事・教育次長)

今回の県武道館に関しては、公募せずに指定管理者を決めるわけであるが、一般的に指定管理者を決める場合は、公募し、応募のあった者について検討委員会であらゆる点を比較したうえで決定するという方法をとっている。今回の場合は、先ほどスポーツ健康課長から説明のあったとおりの理由から公募せずに指定管理者を指定することとしたものである。

(福島委員)

先ほど勤務時間が短縮するという説明があったが、勤務時間が短縮することによって時間外勤務が増えるということはないのか。

(白石職員福利課長)

先ほど細越理事が説明したとおり、勤務時間が1日15分短くなる。8時間を100%とすると、約3%短くなるわけであるので、この短縮によって時間外勤務の増加につながることはないようグループマネージャーやサブマネージャーといった

組織の部分で補うこととなるが、まずは職員一人一人の自覚を促し、3%分の能率アップを図って行きたいを考えている。

(福島委員)

3%といわず、5%とか能率アップできるよう努力していただきたい。

(鈴木委員長)

職員にはストレスがかかりそうなので、メンタルな面で病気にならないよう気を配ってやっていただきたい。

ほかに何か意見、質問はあるか。

なければ、ただ今の件については了解した。

議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人事について

(非公開の会議につき記録別途)

議案第2号 学校職員の人事について

(非公開の会議につき記録別途)

議案第3号 学校職員の人事について

(非公開の会議につき記録別途)

議案第4号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則案

(事務局説明 白石職員福利課長)

この度の改正は2点である。

1点目は、出先機関である教育事務所や学校以外の教育機関に、本庁のサブマネージャーと同様の職として「副課長」を置くことができる、とするものである。

今年度、各グループにサブマネージャーを置き、チェック機能の強化とともに職員の意識の向上、或いはリーダーシップの育成に努めてきたが、出先機関などにおいても同様に、チェック機能の強化、そして人材育成を目的として、課に「副課長」

を置くことができるようにするものである。

2点目は、職の位置づけについてであるが、この「職」に関して、都道府県教育委員会に置く職員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で指導主事、事務職員、技術職員を置くほか所要の職員を置くと規定されている。つまり、課長、主査といった職ではなく、指導主事、事務職員、技術職員などのうちどの職を適用するのかということの改正である。これまで本庁課長等は、事務職員として任用していたが、学校教育に関する高度な専門的知識及び豊富な経験を有する職員を配置する場合は課長であっても指導主事として任用できるように改めるものである。

これらの改正により、教育委員会職員の人材育成及び指導行政の充実を図り、教育委員会が担う人づくりをより一層推進することとしたいと考えている。

なお、この規則は、平成22年4月1日から施行するものである。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

(清野委員)

今年度「サブマネージャー」を置き、来年度からは本庁以外の機関に「副課長」を置くということであるが、この副課長に対する人材育成を今後どのように図っていくのか。

(白石職員福利課長)

委員の話にあったとおり、今年度は、県民に信頼される業務執行体制の構築の一環として本庁に「サブマネージャー」を設置したところであり、この見直しをさらに実効あるものにするため、教育委員会職員の人材育成体系を整理して実施してきたところである。この人材育成体系というのは、各所属での人材育成を基本としながら、主事、主査などの各職位にあった研修を実施するという内容のものである。

サブマネージャーについても、今年度、教育長・理事を講師にサブマネージャーの役割や期待について直接話してもらうなど研修を実施したところである。副課長の人材育成に関しても日常の業務を通じた育成が何よりも大切であるので、所属長を中心に人材育成の機運を高めていきたいと考えている。

また、それとともに、サブマネージャー研修と同様の内容で研修を実施することなどにより次代を担う人材として育成できるよう各所属長の協力を得ながら人材育成に努めていきたいと考えている。

(鈴木委員長)

流れを作るというのは、とても大切なことであるので、研修等よろしくお願いしたい。

(清野委員)

教員出身者を今度は指導主事として任用できるようにするとのことであるが、これまでなぜ事務職員として扱っていたのか。

(白石職員福利課長)

先ほどの説明の中にあつた本庁の課長については、所属職員を監督するという各課長に共通する職務に着目して事務職員と位置付けていたところであるが、例えば、学校教育課を例に挙げると、学校教育課は学校教育に係る専門的事項の指導に関する事務をつかさどるのが主な業務ということで、当然課長についても学校教育に関する高度な専門知識が求められるということになるので、職員を管理する課長にあつても指導行政に携わる職員については、指導主事として任用できるように、指導行政に携わる職の位置付けを見直ししたい、それにより教育委員会を担う人づくりの一層の充実に資していきたいというものである。

(鈴木委員長)

指導主事として任用される方は、士気を高めていただきたい。

ほかに何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第4号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第4号は原案どおり決定する。

議案第5号 青森県立学校学則及び青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案

(事務局説明 佐藤教職員課長)

この度の改正は、県立高等学校教育改革及び県立高等学校授業料の不徴収に伴うものである。

県立高等学校教育改革については、五所川原高等学校東校舎及び木造高等学校稲

垣分校の廃止、平内高等学校及び南郷高等学校の校舎制への移行、青森西高等学校等の学科の設置及び廃止に伴い、青森県立学校学則の別表第1並びに青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の第1号様式及び第2号様式について所要の整備を行うものである。

また、県立高等学校授業料の不徴収については、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案が第174回通常国会に提出されたことに伴い、本日開会の第261回定例2月県議会に青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例案が提案されたところである。

これらの法律及び条例が公布・施行された場合には、県立高等学校のほとんどの生徒からは授業料を徴収しないこととなることから、青森県立学校学則の第1号様式について所要の整備を行うものである。

なお、施行期日は、平成22年4月1日である。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第5号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第5号は原案どおり決定する。